

令和3年6月 足立区における 介護予防・日常生活支援総合事業の 単価改定に伴う変更点について

20210617 地域包括ケア推進課 介護予防・生活支援担当

主な変更点(令和3年3月24日付2足福包発第2195号のとおり)

1 令和3年6月から、緩和型サービス(回数制)への一律切り替えを実施

コロナ禍がなければ、令和3年4月で緩和型への切り替えが完了する予定でした。

今回の報酬改定に伴い、認定期間の始期にかかわらず全ての方を緩和型に切り替え、当初の予定通り包括報酬制(月額制)を廃止します。

2 報酬の算定は完全従量制とし、請求限度額(上限超コード)を廃止

緩和型サービスは、第7期の途中で導入開始しました。激変緩和のため、従来の報酬月額を超えないよう請求限度額を設けていましたが、第8期からは完全従量制とし、利用回数に応じた報酬算定とします。

3 通所型サービスのサービス提供時間を緩和

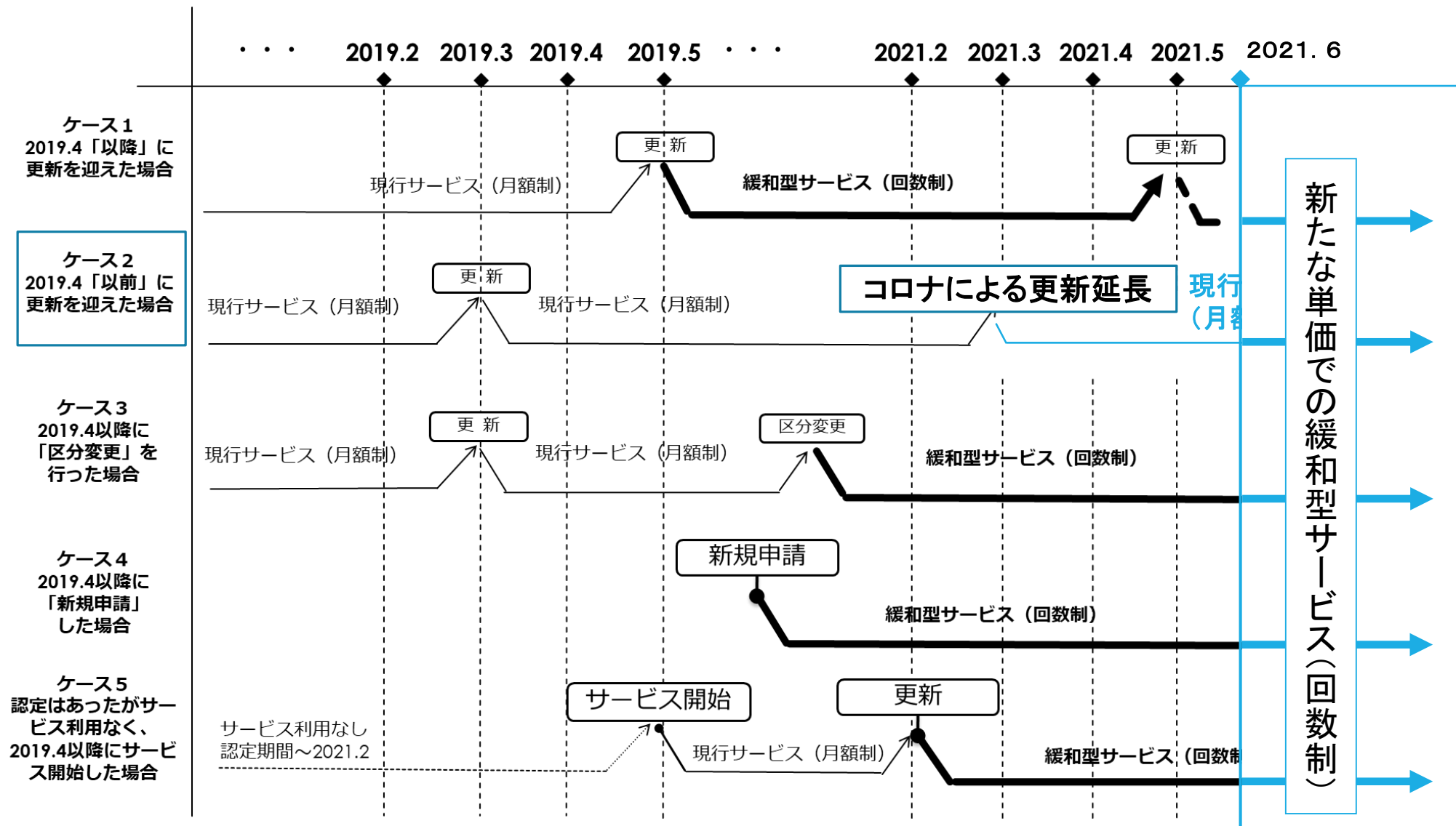
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通所型サービスの提供時間の下限を、従来の3時間から2時間(ただし、移動時間は除く)に引き下げます。

4 サービス単価について

サービスコード表とマスタインターフェースは区HPで公開しています。

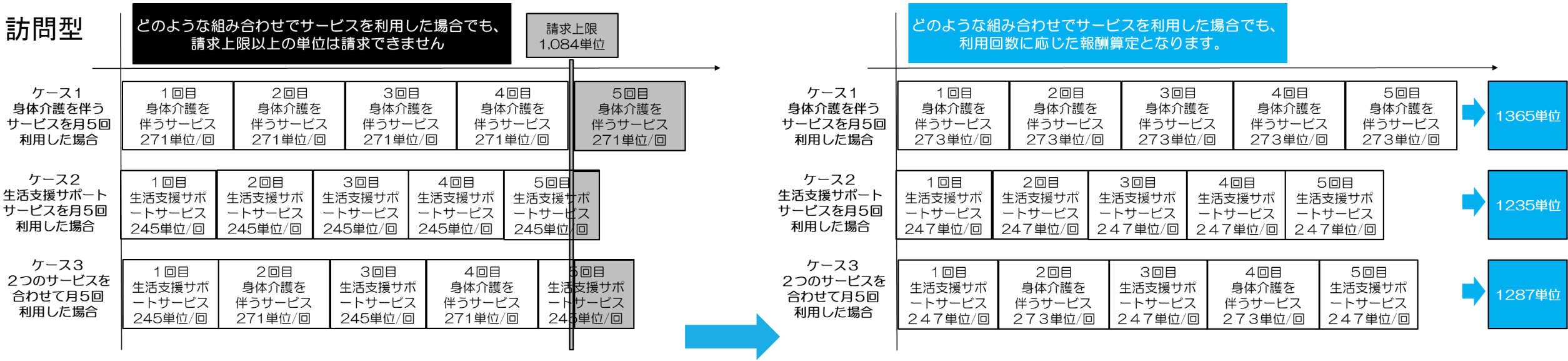
※5/21に修正版をリリースします。

1 緩和型サービス(回数制)への一律切り替えを実施 (平成30年12月実施 緩和型説明会資料を一部編集)

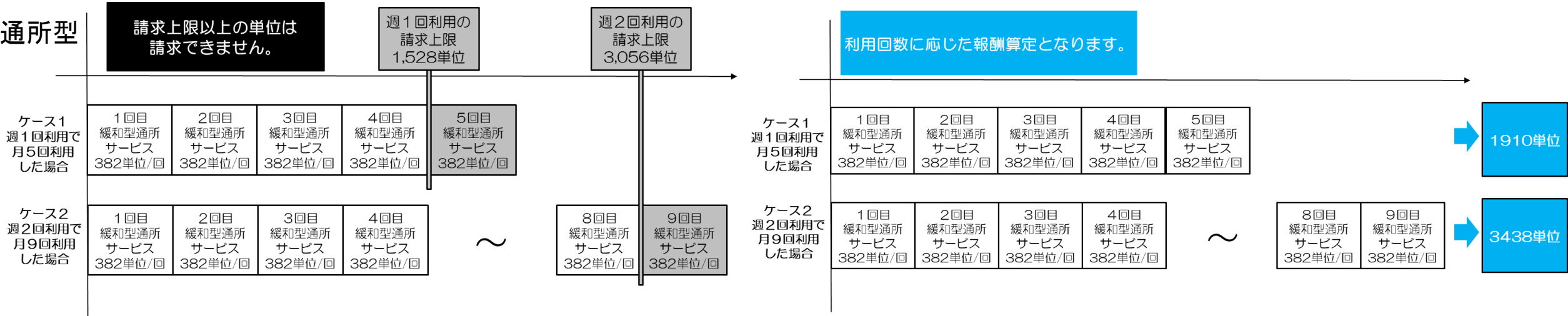


2 報酬の算定は完全従量制とし、請求限度額(上限超コード)を廃止 (平成30年12月実施 緩和型説明会資料を一部編集)

訪問型



通所型



3 通所型サービスのサービス提供時間を緩和 (令和3年3月24日付2足福包発第2195号のとおり)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通所型サービスの提供時間の下限を、従来の3時間から2時間(ただし、移動時間は除く)に引き下げます。

【通所型サービスについて】

	第7期 平成30年4月		緩和型導入 平成31年4月		第8期 令和3年4月	
提供時間	3時間以上 5時間未満	⇒	3時間以上 5時間未満	⇒	2時間以上 5時間未満	
報酬単価	16,687円/月 (5回まで)		(384単位) 4,185円/1回	上限(1,536単位) 16,742円/月	4,229円/1回(388単位) (+4単位)	5週利用月(目安) 21,146円/月 (+4,404円)
利用者単価 (1割負担額)	1,669円/月 (5回まで)		418円/1回	上限 1,674円/月	422円/1回 (+4円)	5週利用月 2,115円/月 (+441円)

移動時間はサービス提供時間に含みません。(従来通り)

3 通所型サービスのサービス提供時間を緩和 (令和3年3月24日付2足福包発第2195号のとおり)

訪問型サービスの提供時間については、従前どおり20分以上60分未満で変更ありません。

【訪問型サービスについて】

第7期 平成30年4月		緩和型導入 平成31年4月		第8期 令和3年4月	
提供時間	必要な時間 (概ね60分)	20分以上 60分未満		20分以上 60分未満	
報酬単価	12,380円/月 (5回まで)	身体介護あり(272単位) 3,100円/1回 身体介護なし(246単位) 2,804円/1回	上限(1,088単位) 12,403円/月	身体介護あり(273単位) 3,112円/1回 (+1単位) 身体介護なし(247単位) 2,815円/1回 (+1単位)	5週利用月(目安) 15,561円/月 (+3,158円) 5週利用月 14,079円/月 (+1,676円)
利用者負担 (1割負担額)	1,238円/月 (5回まで)	身体介護あり 310円/1回 身体介護なし 280円/1回	上限 1,240円/月	身体介護あり 312円/1回 (+2円) 身体介護なし 282円/1回 (+2円)	5週利用月 1,557円/月 (+317円) 5週利用月 1,408円/月 (+168円)

提供時間について ケアマネジャー・サービス提供責任者等の関係者間で十分にアセスメントを行い、20分以上60分未満の範囲内で、利用者の状態に即した提供時間を決定してください。

4 サービス単価について 介護予防ケアマネジメント費の変更イメージ

【～R3.5】

費用コード	略称	単位数	支払額	
			居宅	包括
1001	ケアマネジメントA	431	4422	491
1002	ケアマネジメントA・初回	731	7500	833

【R3.6～9】

費用コード	略称	単位数	支払額	
			居宅	包括
1001	ケアマネジメントA	439	4504	500
1002	ケアマネジメントA・初回	739	7582	842
1003	ケアマネジメントA・委託連携加算	739	7582	842
1004	ケアマネジメントA・初回・委託連携加算	1039	10660	1184

【R3.10～】

費用コード	略称	単位数	支払額	
			居宅	包括
1001	ケアマネジメントA	438	4494	499
1002	ケアマネジメントA・初回	738	7572	841
1003	ケアマネジメントA・委託連携加算	738	7572	841
1004	ケアマネジメントA・初回・委託連携加算	1038	10650	1183

その他

- 完全従量制(=上限超コードの廃止)になったことで、5週サービス提供がある月については、従来より利用単位数が上がります。

⇒限度額管理について、今まで以上にご留意いただく必要があります。

- Q: 完全従量制(=上限超コードの廃止)ということは、事業対象者でも週3回の訪問や、週2回の通所が可能になったということですか？

A: いいえ、利用回数と対象者については、従来通りで変更ありません。

訪問型 利用回数	対象者
週 1 回	事業対象者・要支援1・2
週 2 回	事業対象者・要支援1・2
週 3 回	要支援2

通所型 利用回数	対象者
週 1 回	事業対象者・要支援1・2
週 2 回	要支援2

- 委託連携加算について、以下の3点を厚労省担当者に確認中です。(20210601回答あり)

Q1: 委託連携加算は、委託先の変更毎に算定可能か →A1: お見込みのとおりです。

Q2: 同月に委託先が変更になった場合、もっとも新しい(月末時点)委託先に連携加算を算定するのか →A2: お見込みのとおりです。

Q3: 委託先が変わらず、委託者(地域包括支援センター)が変更となった場合は算定可能か →A3: お見込みのとおりです。

高齢者が 住み慣れた場所で いつまでも自分らしく暮らせるまち あだち
の実現に向けて、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

20210617 地域包括ケア推進課 介護予防・生活支援担当